



STOP!! 若者の消費者トラブル

16歳～20歳の方がつくる
作品を募集します

令和5年度

若者向け 消費者啓発 動画

富士市消費生活センター
キャラクター
ふじまる



コンクール

応募者全員に
参加賞
プレゼント

18歳で成年に～契約トラブルが増加？～

社会経験の少ない若者は、契約に関する知識の不足からくるトラブルも多く、また、知識不足につけこむ悪質業者も後を絶ちません。

未成年のうちには契約の取消ができますが、成年になるとその権利を失います。令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことから、今後、若者の契約トラブルはさらに増えるのではないかとされています。

16歳～20歳のみなさん、若者の消費者トラブル防止のために、啓発動画をつくってみませんか？

募集期間

2023年 7月1日(土)～9月30日(土)

募集対象

市内在住、在勤または在学で、
2003年4月2日から2008年4月1日までに生まれた方

動画の内容

- (1)映像の長さ 60秒以内
- (2)映像の内容 以下の2点を満たすこと
 - ①若者を狙った悪質商法を再現した内容であること
 - ②映像内に、「富士市消費生活センター」「0545-55-2756」(富士市消費生活センターの電話番号)を音声またはテロップ等で入れること。
- (3)映像の種類 実写、アニメ、CG等とし、特に制限は設けない

応募方法

応募者自身でYouTubeアカウントを作成し、そのアカウントに作品をアップロードする。その後、市に電子申請ページから動画のURL及び必要事項を提出する。

賞及び賞品

最優秀賞1人 賞品：図書カード1万円分 ※グループで応募の場合、
優秀賞2人 賞品：図書カード5千円分 賞品はグループで1つ。

詳しくはこちら

お問い合わせは
こちらまで

富士市市民安全課
TEL 0545-55-2750

